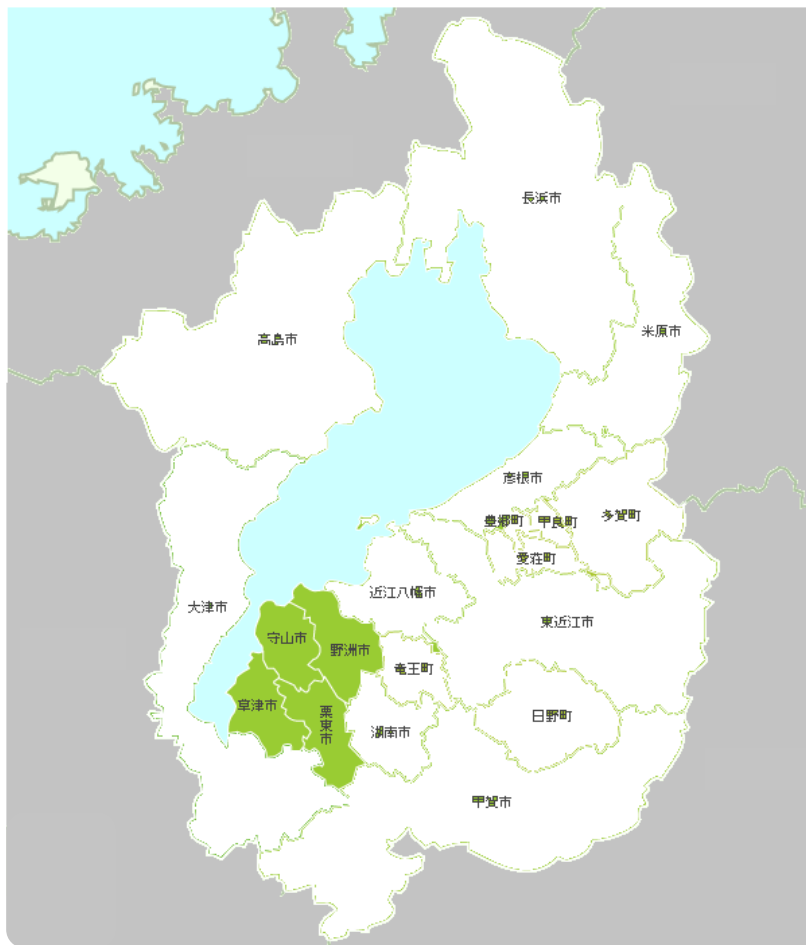


草津市・守山市・栗東市・野洲市

## 地域生活支援拠点等整備事業ガイドライン



湖南地域障害児・者サービス調整会議  
(湖南圏域地域生活支援拠点等整備プロジェクト)

<2024. 3.15 改

<目 次>

1. はじめに	- 1 -
2. 地域生活支援拠点等整備事業とは	- 1 -
3. 地域生活支援拠点等整備事業の型式	- 2 -
4. 地域生活支援拠点等整備事業を担う事業所手続きの流れ	- 2 -
5. 地域生活支援拠点等整備事業の機能について	- 3 -
1) 相談	- 3 -
2) 緊急時の受け入れ・対応	- 4 -
3) 体験の機会・場	- 5 -
4) 専門的人材の確保・養成	- 6 -
5) 地域の体制づくり	- 6 -

【お問合せ先】

	平日・日中	夜間・土/日/祝日
滋賀県南部健康福祉事務所	077-562-3527	
草津市障害福祉課	077-561-2363 shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp	077-563-1234
守山市障害福祉課	077-582-1168 shogaifukushi@city.moriyama.lg.jp	077-583-2525
栗東市障がい福祉課	077-551-0304 shogai@city.ritto.lg.jp	077-553-1234
野洲市障がい福祉課	077-587-6087 shougaiukushi@city.yasu.lg.jp	077-587-1121

## 1. はじめに

平成26年に国は、障害児・者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えて、住み慣れた地域で暮らし続けることを支える仕組みとして、「地域生活支援拠点等整備事業」の創設に向けて検討を始め、令和2年4月よりその運用を開始しました。

湖南4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）においては、名神高速道路や国道1号、JR琵琶湖線等が通る交通の要衝であり平野部も多いため開発が進み、通勤・通学圏としても京阪神との繋がりが強く、特に草津市、守山市、栗東市の3市は2015年～2045年の推計人口指数が105を超える高水準を維持しています。それに比例して障害のある人も年々増加傾向にあり、それぞれの市だけでは障害のある人やそのご家族のニーズを充足できる社会資源が十分にあるとは言えません。

そこで湖南4市ではこれまで24時間セーフティー事業や緊急時一時保護事業、地域活動支援センター事業I型等々、協力して広域で運営してきた経緯から、湖南地域障害児・者サービス調整会議に地域生活支援拠点等の整備にかかるプロジェクトを立ち上げ検討してきたところです。

このガイドラインは、湖南地域で障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、その仕組みについて事業所の皆さまに説明するために作成しました。

## 2. 地域生活支援拠点等整備事業とは

障害児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人とその家族が住み慣れた地域全体で安心して暮らしていけるよう地域で支えるしくみを創設する事業で、その必要な機能として以下の5つの機能を柱として掲げています。

機能	具体的な内容
① 相談	緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ対応	短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場	障害者が養護者等からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能
⑤ 地域の体制づくり	障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

### 3. 地域生活支援拠点等整備事業の型式

国が示す『多機能拠点整備型』（必要な機能を特定の施設に集約）と『面的整備型』（複数の機関が分担して機能を担う）の2種類のうち、湖南圏域では、『面的整備型』を採用し、既存のあらゆる社会資源のネットワークを強化し、それぞれの機関が担う役割を整備します。

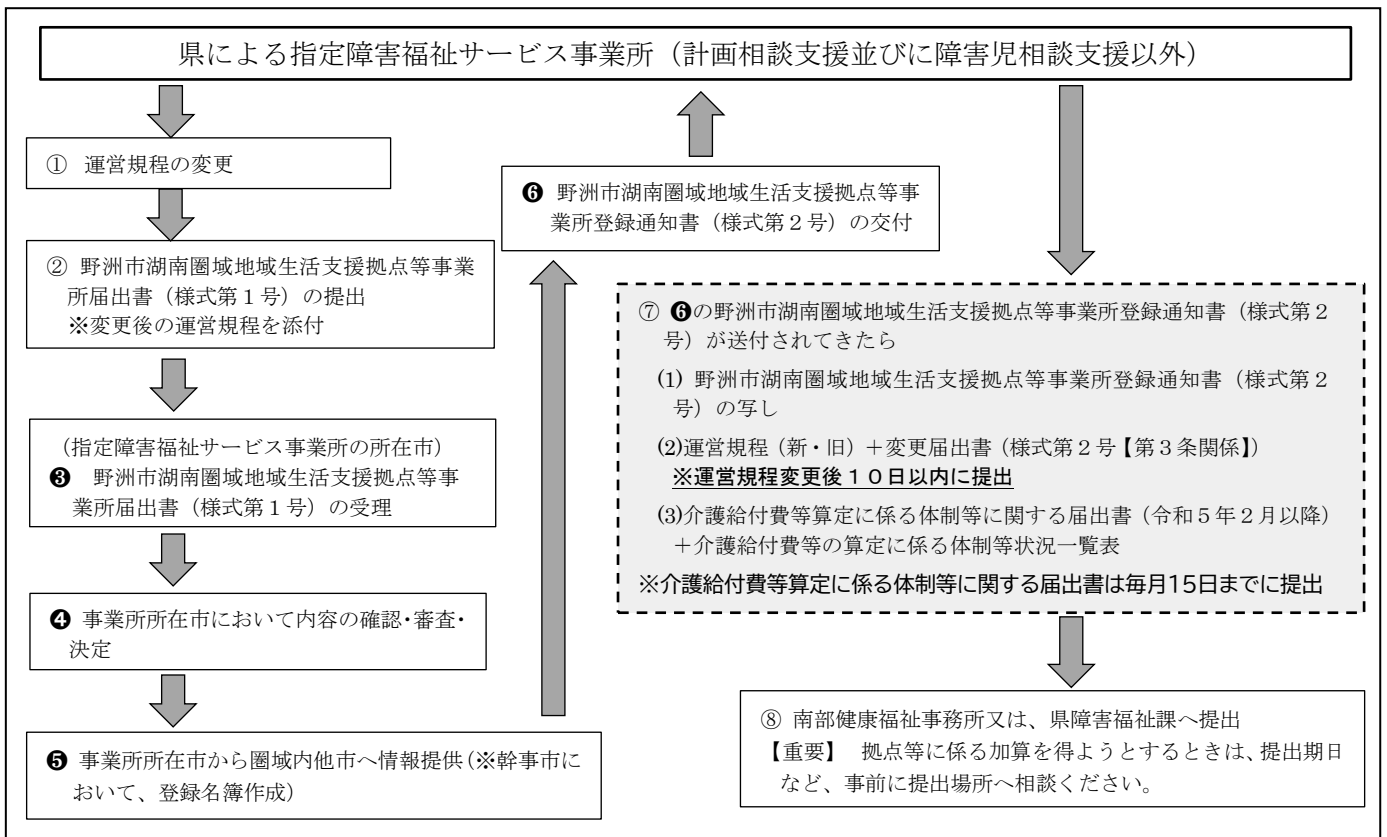
なお、地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」といいます。）の機能を担う事業所については、それぞれの事業所の運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記するとともに当該市に届け出を行い、市が該当事業所として認めることを要します。

### 4. 地域生活支援拠点等整備事業を担う事業所の手続きの流れ

事業所は運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記し、拠点等の機能を担う事業所としての届出書（様式第1号）を事業所が所在する市へ提出します。

#### ○湖南圏域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録手順について <その1>

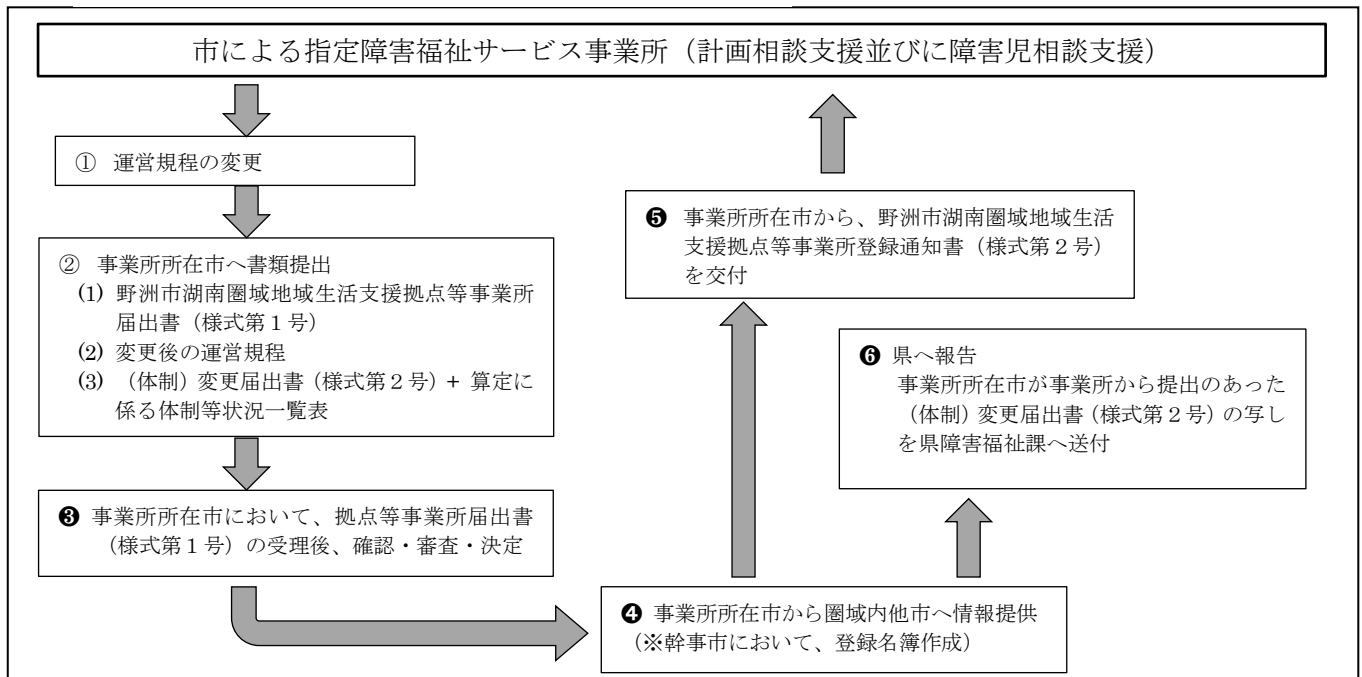
- 県・南部健康福祉事務所 → 指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）事業所の場合  
（※居宅介護事業所の対象サービスは、身体介護、身体介護を伴う通院等介助のみ）
- 県・障害福祉課（企画・指導係） → 計画相談支援並びに障害児相談支援を除く、上記以外の指定障害福祉サービス



【注意】 ①、②、⑦、⑧は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、④、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

## ○湖南圏域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録手順について <その2>

○各市障害福祉支援所管課 → 計画相談支援並びに障害児相談支援



【注意】 ①、②は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、④、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

## 5. 地域生活支援拠点等整備事業の機能について

### 1) 相談

緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行います。

地域生活支援拠点等相談強化加算・・・・・・・・・・700単位/月4回まで

#### (ア) 内容

相談支援事業所の相談支援専門員が、緊急の事態が生じた利用者等に対し、その要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所に対して必要な情報を提供及び利用に関する調査を行った場合、利用者1人につき、1月に4回を限度に算定できる。

#### (イ) 対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

#### (ウ) 基準

- ・利用者等からの要請に基づき速やかに情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること
- ・自立支援協議会、又は相談支援部会等に年間半数以上出席をしていること

## 2) 緊急時の受け入れ対応

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

### I. 緊急時対応加算（拠点等の場合プラス）・・・・・・・・・・ 50 単位／回

#### (ア) 内容

利用者からの要請に基づき、居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画にはない介護等を緊急に行った場合、利用者 1 人につき 1 月に 2 回を限度に 100 単位を算定できる。また、拠点等の場合には、更に 50 単位を上乗せできる。

#### (イ) 対象サービス

居宅介護サービス（身体介護、身体介護を伴う通院等介助、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

#### (ウ) 基準

- ・利用者等からの要請を受けてから概ね 24 時間以内に支援できる体制にあること

### II. 緊急時支援加算（拠点等の場合プラス）・・・・・・・・・・ 50 単位／回

#### (ア) 内容

①緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜等（午後 10 時～午前 6 時）速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合、1 日につき緊急時支援加算（I）」の 711 単位を算定できる。拠点等の場合には更に 50 単位を上乗せできる。

②緊急時利用者からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合、1 日につき緊急時支援費（I）712 単位を算定できる。拠点等の場合には更に 50 単位を上乗せできる。

#### (イ) 対象サービス

- ①自立生活援助      ②地域定着支援

#### (ウ) 基準

緊急時の要請に基づき速やかに訪問等支援できる体制にあること

### III. 緊急短期入所時受入加算・・・・・・・・・・ 100 単位／日

#### (ア) 内容

地域生活支援拠点等として位置づけられた短期入所施設が、利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず利用者全員について、利用開始日に算定できる。

#### (イ) 対象サービス

短期入所

#### (ウ) 基準

- ・枠に空きがあれば、当日の相談であっても支援できる体制にあること
- ・利用実績のない利用者に対しても支援できる体制にあること（強度行動障害や医療的ケア等は要相談としても差し支えない）
- ・土日・祝日も受け入れできる体制にあること

### 3) 体験の機会・場

障害者等が親元からの自立や、病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場の提供を行います。

#### I. 体験利用支援加算（拠点等の場合プラス）・・・・・・・・・・ 50単位／回

##### (ア) 内容

体験的な利用支援を行った場合、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算（I）又は（II）に拠点等の場合、更に50単位を上乗せできる。

##### (イ) 対象

日中系サービス（生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、地域移行支援）

##### (ウ) 基準

- ・体験的な利用支援において、関係機関との適正な連絡調整・相談援助等ができる体制にあること

#### II. 体験宿泊加算（拠点等の場合プラス）・・・・・・・・・・ 50単位／回

##### (ア) 内容

体験的な宿泊支援を行った場合、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算（I）又は（II）に拠点等の場合、更に50単位を上乗せできる。

##### (イ) 対象

地域移行支援

##### (ウ) 基準

- ・体験的な宿泊支援において、関係機関との適正な連絡調整・相談援助等ができる体制にあること

#### III. 体験宿泊支援加算・・・・・・・・・・ 120単位／日

##### (ア) 内容

施設利用者が地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、施設従事者が地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定できる。

##### (イ) 対象

施設入所支援

##### (ウ) 基準

- ・体験的な宿泊支援において、地域移行支援事業者と適切な情報共有や相談援助、今後の支援方針の協議等ができる体制にあること

#### 4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成します。

##### (ア) 内容

強度行動障害を有する方が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合に算定できる。

- ① 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備している場合、1日につき7単位を算定できる
- ② 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施した場合、1日につき180単位を算定できる

##### (イ) 対象サービス

生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く）

##### (ウ) 基準

- ・拠点等の届け出が無くても算定可能

#### 5) 地域の体制づくり

障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行います。

### I. 地域体制強化共同支援加算・・・・・・・・・・・・・・2,000単位/回

##### (ア) 内容

相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、福祉サービス等事業者3者以上の職員等と会議により情報共有や支援内容を検討し、在宅での療養又は地域生活を行ううえで必要な説明、指導、支援等を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、自立支援協議会に書面により報告した場合に算定できる。（利用者1人につき、月1回を限度とする。）

##### (イ) 対象サービス

計画相談支援、障害児相談支援

##### (ウ) 基準

- ・利用者等からの要請に基づき、速やかに情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること
- ・自立支援協議会、又は相談支援部会等に年間半数以上出席をしていること
- ・地域体制強化共同支援記録書を作成し、適切に保管すること